特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	国民健康保険の保険給付に関する事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の保険給付関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

令和3年8月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務							
②事務の概要	【事務の概要】 国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認							
③システムの名称	国保給付管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、国保情報集約システム、国保総合システム							
2. 特定個人情報ファイル名								
国保給付ファイル、宛名情報ファイル、資格情報(個人)ファイル								

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一の第30項 並びに内閣府・総務省令第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康対策課
②所属長の役職名	健康対策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康対策課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-5536

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、いつ時点の計数が		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和	13年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か]3年4月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価		重点項目記	平価書又は全エ	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 項目評価書において、リス・	「全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ームを通じ	た入手を除	(。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・唇	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) ナ分に行っている	ている

変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 5	健康対策課長 上田博文	健康対策課長 小村 健	事後	人事異動による
		国保給付管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	国保給付管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、国保情報集約システム、次期国保総合システム	事前	平成30年度から国保改正に 基づき、国保情報集約システムの運用が開始されるため
		国保給付ファイル、宛名情報ファイル、資格情報(個人)ファイル	事前	平成30年度から国保改正に 基づき、国保情報集約システ ムの運用が開始されるため	
平成29年4月1日	I 5-②	健康対策課長 小村 健	健康対策課長 岡本健司	事後	人事異動による
番号法第19章 びに内閣府・ (別表第二に ^{令和1年6月28日} I 4-② 番号法第19章 項並びに内閣		びに内閣府・総務省令第2条、第25条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、42、43 項並びに内閣府・総務省令第1条、第25条 ※別表第二の第43項に係る主務省令は未公	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項 並びに内閣府・総務省令第25条、第25条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、 9、17、22、26、30、33、39、42、58、62、 87、97、106、109、119項並びに内閣府・総 務省令第2条、第3条、第5条、第8条、第12 条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24 条の2、第25条、第31条の2、第33条、第44 条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の 3 ※別表第二の第27、30項に係る主務省令は 未公布	事後	規則改正による
令和1年6月28日	I 5-2	健康対策課長 岡本健司	健康対策課長	事後	規則改正による
令和1年6月28日	IV	-	記載のとおり	事後	規則改正による
令和2年7月13日 I 1-③		国保給付管理システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、国保情報集約システム、国保総合システム	事後	評価書見直しによる	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月13日	予報報報報		(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項 並びに内閣府・総務省令第25条、第25条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、 4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、3 3、39、42、58、62、78、80、87、93、97、 106、109、120項並びに内閣府・総務省令第 1条、第2条、第3条、第5条、第8条、第10条 の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第1 9条、第22条の2、第24条の2、第25条、第2 5条の2、第31条の2、第3条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53 条、第55条の2、第59条の3	事後	評価書見直しによる
令和2年7月13日	Ⅱ 1,2	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書見直し実施
番号法第19条7号、別表第二の第並びに内閣府・総務省令第25条、(別表第二における情報提供の根据番号法第19条7号、別表第二の第4、5、9、12、15、17、22、26、3、39、42、58、62、78、80、8106、109、120項並びに内閣府1条、第2条、第3条、第5条、第8部の2、第11条の2、第12条の3、第9条、第22条の2、第24条の2、第5条の2、第31条の2、第33条、第5条の2、第31条の2、第33条、第		4.5.9、12、15、17、22、26、27、30、3 3、39、42、58、62、78、80、87、93、97、 106、109、120項並びに内閣府·総務省令第 1条、第2条、第3条、第5条、第8条、第10条 の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第1 9条、第22条の2、第24条の2、第25条、第2 5条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、 第43条、第44条、第46条、第49条、第53	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25条の2 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事前	法改正による
令和3年8月31日	Ⅱ 1,2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書見直し実施